



親や配偶者など身近な人が亡くなると、その家族や親族は悲しむ間もな  
くさまざまな手続きに追わされることになります。知識がなければどうすれ  
ばいいか分からず混乱し、悔いを残しかねません。近年は特に相続における  
トラブルが増えている、生前の備えが重視されています。もしものときに少  
しでも冷静に対処ができるように、そして大切な財産で家族が争わないよ  
うに、元気なうちに対策をしておきましょう。

取材協力・未来経営、相続手続支援センター



一般的に知られているのが「遺言」です。  
遺言は、自分が死亡したときに財産をど  
のように分配するか等について自己の最  
終意思を明らかにし、自分の死後にその  
意思を実現させるためのもの。15歳以上  
であれば誰でも残すことができますが、  
その意思是「遺言書」という一定の書式  
を備えている必要があります。いわば財  
産の所有権移転を実現させるための法律  
文書です。

一般的に多く使われている方式には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がありま  
す。法律の専門家である公証人によ  
り作成してもらう公正証書遺言は、費用は  
かかりますが無効になる可能性は低く信  
頼性の高い方式です。自筆証書遺言は、  
自書能力が備わっていれば他人の力を借  
りることなく手軽に書くことができて特  
別な費用もかかりませんが、形式的な不  
備により無効になりやすく、さらに紛失  
や偽造、隠匿などのリスクが比較的高い  
とされています。本人の死後、家庭裁判  
所による検認の手続きも必要です(ただ  
し法務局における自筆証書遺言の保管制  
度を利用した場合は検認の手続きは必要  
ありません)。

遺言書がない場合は法定相続人に財産  
が承継されることになるため、子どもが  
いない夫婦、事実婚・内縁関係、再婚な  
きましょう。

相続に備えて生前にできる対策として  
一般的に知られているのが「遺言」です。  
遺言は、自分が死亡したときに財産をど  
のように分配するか等について自己の最  
終意思を明らかにし、自分の死後にその  
意思を実現させるためのもの。15歳以上  
であれば誰でも残すことができますが、  
その意思是「遺言書」という一定の書式  
を備えている必要があります。いわば財  
産の所有権移転を実現させるための法律  
文書です。

一般的に多く使われている方式には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がありま  
す。法律の専門家である公証人によ  
り作成してもらう公正証書遺言は、費用は  
かかりますが無効になる可能性は低く信  
頼性の高い方式です。自筆証書遺言は、  
自書能力が備わっていれば他人の力を借  
りることなく手軽に書くことができて特  
別な費用もかかりませんが、形式的な不  
備により無効になりやすく、さらに紛失  
や偽造、隠匿などのリスクが比較的高い  
とされています。本人の死後、家庭裁判  
所による検認の手続きも必要です(ただ  
し法務局における自筆証書遺言の保管制  
度を利用した場合は検認の手続きは必要  
ありません)。

ほかにも相続税対策として生前贈与を  
したり、生命保険を活用したりと生前に  
備えられることはさまざまありますが、  
最も重視すべきことは家族と良好な関係  
を築いておくことではないでしょうか。  
日ごろからコミュニケーションを取り、  
互いを知っておくこと。それが、自分が  
生涯かけて築いた財産を大切な家族の  
争続のものにしない最も有効な方法  
です。元気なうちに、伝えるべきことや  
自分の思いを家族に話し、理解を得てお  
きましょう。

大切なのは家族との  
コミュニケーション

## 創業61年 税理士法人 未来経営 相続専門チームの存在と対応の良さが評判に

税理士法人未来経営は松本税務署管内で屈指の相続税申告実績を誇り、  
2015年相続税法改正後は従来の3倍の相談を受託。(累積600件超の相続税申告)  
多くの人に支持されご紹介いただける理由は何か、  
同法人の相続・資産税相談室長の税理士 飯沼好子氏に話を聞いた。



税理士 CFP®  
飯沼 好子

広告



未来経営  
Managing for the Future

T390-0874  
長野県松本市大手4-6-4

TEL.0263-32-2002  
(平日8:30~18:00)

<https://mirai-keiei.net>

初回無料・相談対応

経営情報をお届け!  
QRコードからご登録をお願いします

1年以内

10ヶ月以内

4ヶ月以内

3ヶ月以内

四十九日

納骨

相続人(戸籍)調査

遺言調査・遺言書検認

相続放棄

3ヶ月以内

解約・  
名義変更  
払い戻し・遺留分  
減殺請求相続税の  
申告・納税

遺産分割協議

所得税の  
準確定申告

相続放棄

相続財産の調査

相続税の申告・納税

10ヶ月以内

故人にある程度の資産があれば、相続税がかかる場合ができます。その場合は相続人が税務署に相続税の申告書を提出し、相続税を納める義務があります。始があつたことを知った日(通常は死亡日)の翌日から10ヶ月以内です。納期限を過ぎてしまふとペナルティーとして利息である延滞税を払う義務が生じるので注意しましょう。

相続人は亡くなった人の代わりに、その年1月1日から亡くなった日までの所得を計算して申告と納税しなくてはなりません。前年分の確定申告をする前に亡くなつた場合は前年分の申告も必要です。これが確定申告です。いずれも期限は、相続の開始があつたことを知った日の翌日から4ヶ月以内です。

所得税の準確定申告

4ヶ月以内

確定申告が必要な人が亡くなった場合、相続人は亡くなった人の代わりに、その年1月1日から亡くなった日までの所得を計算して申告と納税をしなくてはなりません。前年分の確定申告をする前に亡くなつた場合は前年分の申告も必要です。これが確定申告です。いずれも期限は、相続の開始があつたことを知った日の翌日から4ヶ月以内です。

## 期限内に行うべき相続に関わる手続き

相続税は基本的に現金で納める必要があります。遺産の大半を不動産が占めている、相続税を現金一括で納めることが難しいような場合は、分割払いの延納や、物で払う物納が認められることもありますが、延納、物納はあくまでも例外的な方法となります。

上記のような手続きや申告等を定められた期限内に行うためには、遺言書が残されているか確認したり、相続手続きが必要な財産を探したりする必要があります。戸籍謄本などさまざまな書類の取得も不可欠です。さらに、相続税の申告・納税が必要な場合には、申告・納税の期限までに相続財産の分け方を決める遺産分割協議を行って遺産分割協議書を作成しなくてはなりません。預貯金の解約・名義変更、生命保険の請求、土地や建物の名義変更なども行う必要があり、手続きは多岐にわたります。さらに相続人に認知症などで判断能力を欠く人、未成年、行方不明の人などがいる場合は、成年後見人や特別代理人、不在者財産管理人を選任する必要も生じます。

相続や死後の届け出・手続きには複雑な法律や条件があり、必要な書類も多く煩雑で労力を要します。相続人が働き盛りで忙だったり、高齢で思うように動けなかつたりすれば相当な負担になります。だからこそ大切なのは、財産の所有者である人が元気なうちに、自分でできる情報をまとめておくことです。早いうちから専門家に相談し、信頼関係を築いておくことも、残される家族には助けてくるはずです。

旅行やイベントなどが制限され、おうち時間が増えていくいまこそ、じっくり腰を据えて次の世代に財産や思いを伝えるべきです。

## 相続の生前対策 無料相談実施中!!

事前予約制ですので安心です 6/30まで



そもそも  
生前対策って?  
この機会に知ることから  
始めてみませんか?

当センターでは成迫会計事務所と連携して上記の対策をご提案しております。ご興味のある方はお気軽にお申し込みください。

お問い合わせ  
お申込み ☎ 0120-97-3713 受付時間/9:00~17:30(月~金)

相続手続支援センター® 松本駅前店

相続  
PRO

松本市中条1-14  
相続手続 松本 検索

相続税試算や財産調査など  
生前対策で不安解消  
相続無料相談を実施中

相続手続支援センター®



平日9時~17時半

3・35・6481  
条1-14、☎ 026

相続に関する手続きには期限内に申請しなければならないものがたりする場合があるため、当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。"争続"にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。

当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。"争続"にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。

当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。"争続"にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。

当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。"争続"にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。

当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。"争続"にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。

当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。"争続"にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。

当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。"争続"にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。

当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。"争続"にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。

## 葬祭特集

## 家族信託のイメージ図(一例)

元気なうちに自分(委託者)  
の財産を管理できる権利を  
受託者(子)に託す



託された財産について  
運用・管理等を行う

家族信託とは  
(預金・不動産・株式等)を持つ人(=委託者)が、その資産の管理・運用・処分等を信頼できる人(=受託者)に預ける財産管理手法のひとつで、それの家族に合った財

産管理や承継をすることが可能になります。たとえば、高齢の親が認知症などで判断能力が低下した場合、親名義の資産は事实上凍結されます。たとえ親のためであっても子どもは契約内容にのつて代理・運用・処分を引き出したり、自宅の改築や売却をしたりとい

## 生前対策として注目の「財産管理の一手法」

家族信託とは

産管理や承継をすることが可能になります。しかし、親が元気なうち(判断能力があるうち)に子どもとの対策としては「成年後見制度」が知られていますが、同制度は判断能力が不十分な本人に代わって後見人等が不動産や預貯金などの財産を管理したり、必要な福祉サービスや医療を受けられるよう介護契約の締結や医療費の支払いなどを行ったうえで本人を保護・支援するもので、後見人はあくまでも本人の代理人です。同制度において後見人等は家庭裁判所の監督下にあり、これが主たる目的となるため、たとえ後見人等が子や親族であっても本人の財産等を守ることが主たる目的となるため、たとえ後見人等がかかる。また本庭裁判所が選任した第三者専門職(弁護士、司法書士等)になることがあります。また本庭裁判所が選任した第三

成年後見制度との違いは?

下しても、受託者が信託された財産(名義は受託者に変更される)については契約内容に基づいて受託者の判断で管理・運用・処分ができる柔軟さがあります。そのため昨今、家



所有者不明土地問題解消に向け法改正

所有者不明土地問題の解消に向けた民法、不動産登記法などの改正案がこのほど、参院本会議で可決、成立しました。改正法では、相続開始から3年以内に相続登記しなければ10万円以下の過料を科すなど、相続人に早めの対応を促す内容が盛り込まれています。2023年度から順次施行される予定です。改正の背景と、内容の主なポイントをまとめました。

## 相続登記の義務化

## 主な内容とポイント

## 【相続登記・住所変更登記の義務化】

- 取得を知ってから3年以内に登記を申請しなければ10万円以下の過料
- 住所変更や結婚などで氏名が変わった場合、2年以内に登記申請しなければ5万円以下の過料

## 【行政側で強制的な対応を可能に】

- 行政が住民基本台帳ネットワークで死者を把握し、登記簿に反映させる
- 死亡者が名義人だった不動産の一覧情報を発行して親族が簡単に把握できるようにする
- 相続発生後、10年間登記がなければ行政が法律で定める割合で遺産を分ける「法定相続」にする

## 【土地の所有権を放棄しやすく】

- 建物や土壤汚染、担保設定がない土地については、法務局が認めれば、10年分の土地管理費に相当する金額を納付すれば所有権を放棄(国庫に返納)できる

## 【所有者不明不動産の活用】

- 裁判所の確認・公告を経れば他の共有者が改修や用途変更等ができる
- 短期間の賃貸借は共有者の過半数で決められる
- 裁判所が選任する管理人により、不明の所有者に代わって土地や建物の売却ができる

□「本日の葬儀ご通知」(10行) 33,000円(税込)	□「会葬お礼・簡易版」(8行) 22,000円(税込)	□「年賀欠礼(4行)掲載見本」
□「年賀欠礼(4行)掲載見本」	□「会葬御礼(12行)掲載見本」	□「ご会葬お礼(10行)掲載見本」
※追加1行ごと3,300円(税込)	※追加1行ごと3,300円(税込)	※追加1行ごと3,300円(税込)
※掲載日前日16時まで受け付けいたします。	※掲載日前日16時まで受け付けいたします。	※掲載日前日16時まで受け付けいたします。
基本料金11,000円(税込)	基本料金33,000円(税込)	基本料金88,000円(税込)
■葬儀通知(19行)+ご会葬お礼(12行)+年賀欠礼(4行)<3回セット>..... 132,000円(税込)		

□「本日の葬儀ご通知」(10行) 33,000円(税込)	□「会葬お礼・簡易版」(8行) 22,000円(税込)	□「年賀欠礼(4行)掲載見本」
□「年賀欠礼(4行)掲載見本」	□「会葬御礼(12行)掲載見本」	□「ご会葬お礼(10行)掲載見本」
※追加1行ごと3,300円(税込)	※追加1行ごと3,300円(税込)	※追加1行ごと3,300円(税込)
※掲載日前日16時まで受け付けいたします。	※掲載日前日16時まで受け付けいたします。	※掲載日前日16時まで受け付けいたします。
基本料金11,000円(税込)	基本料金33,000円(税込)	基本料金88,000円(税込)
■葬儀通知(19行)+ご会葬お礼(12行)+年賀欠礼(4行)<3回セット>..... 132,000円(税込)		

ご逝去された方のご葬儀通知や会葬御礼年賀欠礼等、地域密着の日刊紙だからこそ、広く、迅速に礼を尽くして伝えられます。

## 葬儀通知(19行)掲載見本

## 葬儀広告ご案内